

○農林漁業普及指導手当の支給について

〔 昭 和 39 年 9 月 29 日 〕
 〔 新 人 委 第 7 4 1 号 〕
 〔 新 潟 県 人 事 委 員 会 委 員 長 〕

<p>改正 昭和39年12月21日新人委第1032号 昭和42年3月27日新人委第224号 昭和43年4月8日新人委第225号 昭和44年5月10日新人委第471号 昭和50年2月4日新人委第36号 昭和52年4月1日新人委第238号 昭和53年4月1日新人委第241号 昭和58年3月25日新人委第134号 昭和60年3月29日新人委第146号 平成6年3月31日新人委第841号 平成7年3月31日新人委第871号 平成9年3月31日新人委第852号 平成11年3月31日新人委第697号 平成16年3月31日新人委第611号 平成18年3月31日新人委第624号 令和8年6月8日新人委第64号</p>	<p>昭和41年4月18日新人委第302号 昭和42年4月6日新人委第319号 昭和44年4月18日新人委第344号 昭和48年4月9日新人委第236号 昭和50年3月31日新人委第131号 昭和52年4月22日新人委第293号 昭和54年3月31日新人委第209号 昭和59年3月31日新人委第165号 平成4年3月31日新人委第762号 平成6年10月28日新人委第494号 平成8年3月29日新人委第808号 平成10年3月31日新人委第731号 平成14年3月29日新人委第642号 平成17年3月31日新人委第586号 平成27年3月31日新人委第334号</p>
--	---

各任命権者

農林漁業普及指導手当に関する規則（規則第6-247号。以下「規則」という。）の制定に伴い、規則の運用について下記のように定めたので、昭和39年4月1日以降はこれによって実施してください。

なお、農業改良普及手当に関する規則の運用について（昭和38年7月12日付新人委第746号）は廃止します。

記

第2条関係（昭41新人委302・昭42新人委224・昭48新人委236・昭50新人委131・昭52新人委238・昭52新人委293・昭53新人委241・昭58新人委134・昭59新人委165・昭60新人委146・平4新人委762・平6新人委841・平6新人委494・平7新人委871・平8新人委808・平9新人委852・平10新人委731・平11新人委697・平14新人委642・平16新人委611・平17新人委586・平18新人委624・令8新人委64・一部改正）

- 1 第1号、第3号及び第5号に規定する職員については、その勤務が本庁における管理的事務を主体とする場合には、勤務の状態が規則で定める支給の要件に該当しないものとする。
- 2 第2号中「委員会がこれらに準ずると認める者」とは、農業普及指導センター（生産振興課を除く。）に勤務し、普及指導員と同様の事務に従事する参事（普及課長の事務を取り扱う者に限る。）、普及課長、課長代理、専門普及指導員、主査普及指導員及び主任普及指導員をいう。
- 3 第4号中「委員会がこれに準ずると認める者」とは、地域振興局に勤務し、林業普及指導員と同

様の事務に従事する主任林業普及指導員をいう。

- 4 第6号中「委員会がこれに準ずると認める者」とは、水産課に勤務する副参事、主査及び主任、同課水産業普及指導員糸魚川駐在所に勤務する職員並びに佐渡地域振興局農林水産振興部振興課に勤務する課長で、水産業普及指導員と同様の事務に従事するものをいう。

第3条関係（平27新人委334・一部改正）

「給料月額」には、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第84号）附則第7項から第9項までの規定による給料の額を含む。

第4条関係（平11新人委697・平17新人委586・一部改正）

- 1 第1号及び第2号の「第2条各号に掲げる事務」には、担当区域外において従事するものを含み、当該事務に関して研修、講習等を受講することを含まないものとする。
- 2 職員が月の中途に異動した場合において、その異動により、農林漁業普及指導手当の支給を受ける職員となったときはその異動日前の勤務を要する日又は時間、同手当の支給を受けない職員となったときはその異動日以後の勤務を要する日又は時間については、規則第2条各号に掲げる事務に従事している日若しくは時間又は職員の勤務時間及び休暇等に関する規則第14条第1号の規定により勤務をしていない日若しくは時間のいずれにも該当しない日又は時間として取り扱うものとする。